

認知症高齢者グループホーム等 火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災通報装置の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず、施設からの通報ができていなかった。
- (2) 従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。また、こうした状況について関係行政機関間での情報共有が不十分であった。



ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）の対策と、
ハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を
総合的に実施することが必要

ソフト面での対策

(1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進

- ・ 従業員への教育の時期等をあらかじめ計画として明文化させることについて、福祉部局、消防部局が連携して指導する。

(2) 効果的な訓練の実施

- ・ 漫然と訓練を行うだけでは効果は期待できないため、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮し、施設ごとの工夫が必要。
- ・ 避難訓練マニュアルや他の施設での先進事例などを参考に、消防本部等が個別施設の訓練計画に対して具体的なアドバイスを行うことや、保健福祉部局を通じた各施設へのマニュアルや先進事例などの周知を図ることが重要。

ハード面での対策

(1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化に向けた検討

(2) 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底

(3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

その他必要な対策

(1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築

(2) 利用者への情報提供

認知症高齢者グループホーム等火災対策に係る論点整理

I 「今後の火災対策のあり方」について

1. 長崎県の認知症高齢者グループホーム火災における課題

(1) 消防機関への通報について

- 長崎市認知症高齢者グループホーム火災（以下「本件火災」という。）では、自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。
- 特に認知症高齢者グループホームでは、少数の介助者により、初期消火、消防機関への通報、多数の自力避難が困難な者の避難誘導などを行う必要があることから、火災通報装置の操作・通報を適切に実施するためには、従業員に対する教育・訓練に加え、設備・装置に係る工夫も図るべきである。

(2) 従業員による初期対応について

- 本件火災のあった施設では、消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が近接して設置してあったが用いられなかった。
- 認知症高齢者グループホームでは、少数の介助者により多数の自力避難が困難な者の避難誘導なども行う必要があり、また、夜間における対応等に習熟することが求められることから、消防訓練を適切に行うことが特に重要である。

(3) 構造上の課題について

- 本件火災での出火階以外での被害が拡大した要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。
- こうした状況となっていることについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、効果的な改善が図られていなかった。
- また、避難階の下階である 1 階に複数の入居者がおり、自力で避難階に

避難することができなかった。

2. 認知症高齢者グループホームの火災対策に係る基本的な考え方

- 認知症高齢者グループホームは、1ユニットにつき最大9名の認知症高齢者が入居しているが、介助者が少数の施設であることから、火災時の入居者の避難が非常に難しい施設となっている。
- こうした施設における火災被害を繰り返さないためには、防火管理や近隣応援体制などのソフト面と、建築構造や感知・警報、消火設備などのハード面で総合的に対応することが必要である。

3. ソフト面での対策

(1) 従業員教育

- 認知症高齢者グループホームでは夜間の介助者が少なく、また、常に防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。
- また、そのためには、従業員への教育の時期を事業所が火災に対応するために法的に作成が求められる計画（消防法上の消防計画や指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「介護保険法上の指定基準」という。）の「非常災害に関する具体的計画」）を作成する際にその内容が反映されるように関係行政機関から指導助言するとともに、これらの内容が適切なものとなるよう、関係法令に基づく立入検査等の機会において指導を行っていくことが必要である。

(2) 効果的な訓練の実施

- 火災発生時の初期対応は、施設の従業員が行うこととなるが、限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導

等を行うためには日頃の消防訓練が重要である。

- ただし、漫然と訓練を行うだけではその効果はあまり期待できず、被害の拡大に繋がる可能性も高いことから、訓練を行う際には、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。
- そのためには、消防本部等が事業所に対して重点的に訓練指導を実施するとともに、「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」や、他の施設で実践している参考となる事例について、保健福祉部局を通じて事業者にも周知し、効果的な訓練の実施について働きかけていくことが重要である。

4. ハード面での対策

(1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

- 少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備による火災の確定と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすることが望ましい。
- 一方、自動火災報知設備の発信機が誤って操作されると、火災が発生していないにもかかわらず消防機関に通報がなされ、消防活動に混乱を来すおそれも指摘される場所である。
- これに関しては、既に連動機構の導入を推進している消防機関において、出動態勢の工夫等を行うことで、混乱は生じていない状況にある事例もある。
- 自動火災報知設備と火災通報装置の連動を行った際の消防活動上の支障に配慮するため、施設側において非火災報対策を行うことや、消防機関側において連動機構による通報の場合の出動態勢に配慮すること等の措置が求められる。

- また、複合用途防火対象物の一部に認知症高齢者グループホームが入居する建物において、連動させるための工事や誤操作時の対応等に関し、他のテナントや建物の所有者や管理者の理解を得るために時間を要する場合も想定される。
- したがって、自動火災報知設備と火災通報装置の連動に係る技術的な課題を早急に取りまとめた上で、複合建物などにおける実態、建物関係者への周知状況や地域の実情を鑑み、連動の義務化に向けた論点整理を進めるべきである。

(2) 防火関係の法令に不適合の施設の改善

- 消防法令上必要な消防用設備等の未設置の施設や、防火区画や内装制限などの建築基準法令上に規定される基準に不適合の施設においては、火災発生時に必要な初期消火、感知・通報、延焼拡大防止が図られないため、ソフト面の対策を行ったとしても、十分な効果が得られないこととなる。
- したがって、特に認知症高齢者グループホームにおいて入居者の避難が困難であること等に鑑み、関係部局では、それぞれの所管事項に応じ、次のような措置を講じることが必要である。
 - ・ 消防部局においては、消防用設備等の不備がある施設や、消防設備等点検が不十分な施設について、警告等の手段を講じ、改善を求めることが必要である。また、こうした施設についての情報を建築部局及び福祉部局と共有することが重要である。
 - ・ 建築部局においては、防火区画等特に重要な防火上の不備がある施設の改善を図るため、違反建築防止週間等の機会を捉えて立入調査や改善計画の提出促進を図り、必要に応じ建築基準法第9条による違反是正命令を行うなどの従来取り組みをさらに推進していくことが必要である。また、こうした施設についての情報を消防部局及び福祉部局と共有することが重要である。
 - ・ 福祉部局においては、消防部局及び建築部局と連携してこうした施設について防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促すとともに、介護保険法上の指定基準上の防火関係事項の不備についても、重点的な

指導を行うことが必要である。

(3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

別途検討事項 ①

(4) スプリンクラー設備の設置に係る技術的課題

- 水道直結スプリンクラー設備の設置においては、接続されている水道口径や水圧が不十分な場合や、水道事業者の承認が得られない場合に、水道口径を大きくすることや、ポンプや水槽を設けることなどにより事業者の負担が大きくなるおそれが指摘されている。
- このため、水道直結スプリンクラー設備の設置が難しい場合において、パッケージ型の自動消火設備を使うことについて、周知を図ることも重要である。
- また、スプリンクラー設備の設置について、施設管理者と施設所有者が異なる場合にも配慮して、趣旨の理解に努めることが重要である。

5. その他必要な対策

(1) 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

- 認知症高齢者グループホームにおける安全対策を講ずるためには、消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。
- 具体的には、立入調査等実施時において建築基準法や消防法などの防火関係規定に不備を把握した行政機関から他の関係部局への情報提供等が重要であり、また、関係機関による情報共有を適切に実施し、その後の改善

指導に的確に結びつけていくための体制の構築が必要である（詳細については、検討中）。

（２）利用者への情報提供

- 現在でも、介護サービス情報の公表制度等において、利用者は、スプリンクラー設備が設置されている等の防火上の措置に関する情報を適切に把握できることから、引き続き、これらの仕組みが活用されるよう周知を図る。

Ⅱ 「今後の進め方」について

1. 検討結果の及ぶ対象について

別途検討事項 ②

2. 当面の対応について

- 火災安全対策として方向性が得られたものについては、できるだけ早期に必要な措置を講じることが望ましい。
- このため、法令上の措置が必要な対策については、早急に細部検討を行い、制度の見直し等をするべきである。
- また、運用上の対応が必要な事項についても、詳細に係る検討体制を速やかに構築するべきである。
- なお、他の消火剤を用いた自動消火設備の開発などの技術開発についても注視し、必要な性能が検証されたものについては順次実用化を図っていくことが望ましい。

効果的な訓練を実施している施設の取組事例

1 運営推進会議を活用した取組例

- 利用者、地域住民、市町村職員等で構成される「運営推進会議※」(2ヶ月に1回開催)を活用して、地域住民も参加した訓練を実施。

※ 運営推進会議～地域に開かれたサービスの質の向上のため「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)により義務づけ

- 訓練終了後、地域住民も参加した反省会等により改善見直しを行うPDCAサイクルを導入し、防火管理の充実、向上を図るための取組みを行っている。

<効果>

- ・ 訓練を通じて様々な課題が明確になり、職員全員で訓練の実施方法の見直しや、その後の意見交換を行う必要性を感じることができる。
- ・ 訓練により明確になった課題については、職員だけでなく、地域住民や関係者と共有することが重要であることが確認できる。
- ・ 利用者の暮らしぶりや、グループホームという生活の場が、地域住民や関係者に理解されることにより、実効力のある工夫や知恵が生まれ、明らかになった課題に対して実践的な取組みにつなげることができる。

2 実践的な訓練を継続して実施することにより内容を充実させている取組例

- 平成17年の開所時から消防機関立ち会いのもと、年2回の実践的な訓練を実施し、訓練内容の充実を図っている。

- 訓練実施時の反省点・次回への課題等を継続して検討結果報告書にまとめ、定期的に実施結果の検討を行っている。

<訓練内容>

- ・ 火災が発生した場合に、人命危険が高い状況(夜間等)を想定した訓練を実施。
- ・ 出火場所・避難経路等を不明とし、対応する職員間において事前の打ち合わせをせずに実施。

<効果>

- ・ 実践的な訓練を継続して実施することにより、訓練における課題及びその対策が明確となり、施設の実情に即した、より実効力のある訓練を実施していくことができる。
- ・ 夜間を想定した実践的な訓練を継続的に実施することにより、訓練のマンネリ化を防止し、職員の緊張感を維持することができる。

3 他のグループホームの訓練に参加している取組例

- 客観的な視点から訓練における問題点等を確認するため、他のグループホームの訓練の見学を行っている。

<効果>

- ・ 他のグループホームの新入職員等の訓練を見学することは、自己と置き換えて学ぶことができ、非常に有効である。